

令和 6 年度工事監査実施基準

1 実施方針

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定に基づく工事監査については、世田谷区監査基準（令和 2 年 2 月 13 日監査委員決定）及び令和 6 年度世田谷区監査基本計画（令和 6 年 3 月 8 日監査委員決定）に基づき、次の方針で実施する。

- （１）区が発注した工事が適正に行われているか技術面や安全面の観点から監査を行う。
- （２）経済性、効率性、有効性に留意し、財務的な観点から監査を行う。

2 対象工事の決定基準

令和 5 年度から令和 6 年度監査実施日までに着手、施工又は竣工した工事であり、契約又は予定金額が 9 千万円以上の中から抽出する。